

滋賀県立守山高等学校同窓会会則

第1条

(名称) 本会は、滋賀県立守山高等学校同窓会と称する。「蜚泉会」

第2条

(所在地) 本会は、事務所を滋賀県立守山高等学校（滋賀県守山市守山三丁目12番34号）に置く。

第3条

(組織) 本会は、滋賀県立守山高等学校の卒業生をもって正会員とし、前記の学校に現在勤務し、また、勤務した職員を特別会員とする。

第4条

(目的) 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第5条

(事業) 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦向上のための諸事業及び母校発展に対する支援・協力
2. 会員名簿の維持管理
3. 会報誌の発行及びホームページの維持管理
4. その他必要な事業

第6条

(支部) 本会には、支部を置くことができる。

第7条

(役員) 会長 1名 総会において、正会員の中から選出し、本会を代表して会務を統べる。
副会長 3名 総会において、正会員の中から選出し、会長を補佐し会長に事故等あるときはその職務を代行する。
事務局長 1名 総会において、正会員の中から選出し、本会の諸般の事務総括と支部組織との連絡調整等の事務を処理する。
事務局次長 1名 総会において、正会員の中から選出し、事務局長の事務全般を補佐する。
書記 2名 正会員の中から1名、現職特別会員の中から1名を会長が委嘱し、本会の諸般の事務を処理する。
会計 2名 正会員の中から1名、現職特別会員の中から1名を会長が委嘱し、本会の会計事務を処理する。
理事 若干名 正会員の中から若干名を選出し、会長の委嘱を受けて会務の諸般について連絡協議し、本会の運営に協力する。
監査 2名 総会において正会員の中から1名、現職特別会員の中から1名を選出し本会の会計を監査する。
尚、役員任期は1期2年とする。但し、再任は妨げない。

第8条

(顧問) 本会に、顧問を置くことができる。

第9条

(会議) 本会に次の会議を設け会長が招集する。

1. 総会 総会は年1回、当該年度末決算後、速やかに開催し、議長は会長または会長が指名したものがこれにあたる。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 役員会 必要に応じて開催する。

第10条

(会計) 本会の経費は、会費、寄付金及びその他収入をもってこれに充てる。

第11条

(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第12条

(付則) 本則中に明文のない事項については、役員会で協議のうえ決定し施行する。
この会則は、昭和41年3月11日から施行する。

平成5年3月21日改正

平成26年5月24日改正

平成24年3月4日改正

平成27年5月23日改正

平成25年3月3日改正

平成30年4月29日改正